

安八町告示第4号

安八町職員措置請求に係る監査結果について

平成30年12月21日付で提出された住民監査請求書〔安八町職員措置請求書（以下「請求書」という。）〕について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第4項に基づき、監査した結果を下記のとおり公表する。

平成31年2月6日

安八町監査委員

清

伸二



安八町監査委員

大平

文雄



記

第1 監査の請求

1 請求人



2 請求書の受付

平成30年12月21日

3 請求の趣旨

請求人から提出された請求の趣旨及び事実を証する書面等は次のとおりである。
なお、請求の趣旨については原文のまま記載する。

監査委員は、安八町長に対し、平成29年12月6日、葉牡丹植栽の折の詰め合わせ 手土産代（3,100円）を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告せよ。

(添付書類)

本件に係る事実証明として、次の書類が提出された。

1. 平成29年度 支出負担行為決議書兼支出命令書
詰め合わせ（手土産 12/6 葉牡丹植栽の折）
2. 平成29年度 証拠書類貼付台紙（請求書）
3. 伺い 支出命令の取り消しについて
（平成27年度 大垣土木事務所との懇親会費）

4. 伺い 支出命令の取り消しについて
(平成28年度 大垣土木事務所との懇親会費)

第2 請求の受理

監査の実施にあたり、本件請求は、所定の形式要件は具備しているが、法第242条の要件に適合しているかどうかを慎重に判断する必要があったため、平成30年12月27日に清伸二監査委員並びに大平文雄監査委員出席のもとに審査を行った結果、これを受理した。

第3 監査委員の判断 [法第242条の要件による判断]

住民監査請求は、法第242条の規定に基づき、町長や町職員等の違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、住民が直接その是正や防止、損害の補填を求めて監査委員に監査を請求する制度である。

本件請求で請求人は、平成29年12月6日、葉牡丹植栽の折の詰め合わせ 手土産代(3,100円)を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告することを請求している。

このことから、本件請求は、財務会計行為を対象とした住民監査請求の要件を満たしていると判断し、監査を実施することとした。

第4 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定に基づき、平成31年1月10日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたが、平成31年1月6日に欠席の連絡があったため陳述は実施しなかった。

また、同期日に新たな証拠の提出もなかった。

なお、別に平成31年1月8日、平成31年1月26日付で本件請求に係る追加書類を受理した。

2 監査の実施

(1) 監査対象事項

法第242条の規定に基づき、本請求の趣旨のとおり公金の支出が違法若しくは不当であり、かつ、監査委員の判断がされた日において安八町に損害が現実に

発生していたのか否かについて、平成31年1月10日、平成31年2月5日に監査を実施した。

(2) 監査対象課

監査対象課を学校教育課とし、必要な資料の提出を受けるとともに関係職員から事情を聴取した。

第5 事実関係の確認

1 監査対象事項について

関係課(職員)からの事情聴取、関係資料の調査及び確認の結果、関連する事項を含め次の事項を確認した。

(1) 安八町(以下「町」という。)は、平成12年度(以下「当該年度」という。)の年末から、町内在住者から葉牡丹の厚意的な提供を受けている。

(2) (1)を年始の装飾として町内の公共施設に飾る事業(以下「葉牡丹事業」という。)は、当該年度に始まり、以後継続している。

継続の理由は、生涯学習の一環として考えているためである。

(3) 平成30年度の(1)の株数は、460株である。

(4) (1)に至るまでの過程については、町内在住者が個人で植えから採取まで行っている。

(5) 葉牡丹を栽培するには、専門的な知識を要するとともに、時間と労力を要することから、(1)に対するお礼として手土産を渡した。

(6) 葉牡丹事業を通して、年末年始の町の景観に景色として装飾することにより、老若男女を問わず、日本の文化を学ぶきっかけになっていると考えている。

(7) 町内在住者とは、利害関係は無い。

第6 判断に当たっての関係法令等について

1 地方自治法第232条第1項

地方公共団体は、その事務を処理するために必要な経費を支弁するものとする旨が規定されている。

2 法第2条第14項

地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果をあげるようにしなければならない旨が規定されている。

3 地方財政法第4条第1項

地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最小の限度を超えて、

これを支出してはならない旨が規定されている。

第7 監査の結果

本件請求については、次のように決定した。

本件請求で請求人は、「平成29年度支出負担行為決議書兼支出命令書には「詰め合わせ（手土産12／6葉牡丹植栽の折り）」としか記載されておらず、どのような目的の手土産であったのか、その目的は達成されたのか、また、その結果がどのように町政に反映されたのか検証されなければならない支出である。そもそも、手土産自体が無くても葉牡丹植栽の折の目的が達成できるものであるならば本件支出は違法若しくは不当な公金の支出であるというべきものである。また、3,100円の手土産でなければ目的が達成できなかつたのか、つまり、3,100円より安い手土産でも目的が達成することができるのであれば違法若しくは不当な公金の支出であるというべきであり（地方財政法第4条第1項 地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最小の限度を超えて、これを支出してはならない旨が規定されている。）、また葉牡丹植栽の折が手土産が無くても目的が達成されるものであった場合、また、3,100円の手土産が無かつたら目的が達成できなかつたと証することができなければ、違法若しくは不当な公金の支出であり安八町が損害を被つたと言わざるをえない。」と主張している。

ちなみに、請求人がここで主張している理由の根拠は、住民監査請求追加書類の提出について（平成31年1月8日受付第3187号、平成31年1月26日受付第3450号）であると考える。

普通地方公共団体における公金の支出が必要かつ最小の限度を超えるものであるか否かについての基準についてだが、平成9年（行ウ）第6号各種損害賠償請求事件 平成11年7月7日松山地方裁判所判決によれば、「普通地方公共団体は、その事務を処理するために必要な経費を支弁するものである（第6 判断に当たつての関係法令等について／1）から、具体的な公金の支出が普通地方公共団体の事務処理のためと解することができない場合には、当該支出が違法というべきである。

また、普通地方公共団体の事務を処理するに当たっては、最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならず（第6 判断に当たつての関係法令等について／2）、経費は当該普通地方公共団体の住民の租税公課によって賄われるものであるから、その目的を達成するために必要かつ最小の限度を超えて支出してはならないとされており（第6 判断に当たつての関係法令等について／3）、事務処理のために必要とされるものであつても、その限度を超える支出については違法と評価され得るものというべきである。

もっとも、普通地方公共団体における公金の支出が事務処理のため必要かつ最小の限度を超えるものであるか否かは、予算執行時における社会経済常態、すなわち、地域住民の生活水準や一般的経済観念等に照らし社会通念に基づいて決定されるべきものであつて、その判断は第一次的には予算執行権限を有する職員の裁量に委

ねられているというべきであり、具体的な当該支出が当該事務の目的、効果と関連せず、又は、社会通念に照らして右目的、効果との均衡を著しく欠き、予算の執行権限を有する職員に与えられた裁量を逸脱ないし濫用してなされたものと認められる場合には違法と評価されるべきであると解される。」とされている。

本件監査では、この判断基準に従って、本件請求にいう手土産代に係る公金の支出（以下「本件支出」という。）の違法性若しくは不当性について検討することとした。

町で実施している葉牡丹事業の経緯、平成30年度の実績、目的等については、第5 事実関係の確認／（1）から（6）までのとおりであり、町内在住者との関係性については、第5 事実関係の確認／（7）のとおりである。

これらのことから、町が町内在住者に手土産を渡すことは、葉牡丹事業への協力に対する社会通念上の範囲内での謝礼であり、又、今後も葉牡丹事業への協力を継続的に願いたいという考えの意思表示でもあることから、必ずしも不当とまでは言えない。

そして、本件請求にいう本件支出が葉牡丹の厚意的な提供を受けた時に限り、金額も社会通念上許される範囲内にとどまっていることなどに照らすと、社会通念上儀礼の範囲を逸脱したものとまでは認めがたく、支出権限を有する安八町長の裁量の範囲内であるというべきであって、本件支出を違法であると認めるには足りないことから、町に損害を与えるものでないと判断した。

併せて、請求人は、請求書中、請求の理由及び住民監査請求追加書類の提出について（平成31年1月8日受付第3187号、平成31年1月26日受付第3450号）の記載のとおり、本件支出が「違法若しくは不当な公金の支出と言わざるをえないものである。」としているが、監査にて客観的事実と整合し、その信用性を覆す事情がない場合には、手控えや記憶を根拠として事実を認定することに差し支えないものと判断した。

よって、請求人の主張には理由がないと判断し、これを棄却する。

第8 監査委員の意見

行政が取り扱う公金は、町民の負担する税金等で賄われていることに鑑み、違法若しくは不当な公金の支出、また、その行為によって安八町が損害を被っている等の疑念や不審を抱かれることのないよう透明性を確保するとともに、公益性・行政効果を十分に考慮したうえで適切に対応していくべきである。

最後に、本件支出に係る支出科目は、（款）教育費（項）社会教育費（2）公民館費（11）需用費（1）消耗品費であるが、消耗品費の類に区分されるものとは、短期間又は一度の使用によって費消されるもの、あるいは毀損しやすいもの、著しく長期間の保存には耐えられないものとされている。

本件請求のように、手土産代に係る公金の支出については、地方公共団体の長又は執行機関が、行政執行上、あるいは当該団体の利益のために当該団体を代表し外部とその交渉をするために要する経費のひとつだと考えられることから、交際費からの支出が適当であることを言い添える。